

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第3号

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「 60,000円 」 を 「 61,000円 」 に、

72,500円
33,500円
22,000円
113,000円
11,500円
250,000円
250,000円
125,000円

を

73,500円
34,000円
22,400円
115,000円
11,700円
253,000円
253,000円
126,500円

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。